

# 国民健康保険税の税率を改定しました

国民健康保険税(国保税)は、加入者の皆さんが病気やけがをしたとき、病院での医療費や保険の給付に充てられる国民健康保険(国保)制度を支える大切な財源です。

岡町民生活課  
国保年金係  
☎(62)2114

## 国保税率が変わりました

県への納付金が、前年度と比べて減少したことなどを踏まえ、下表のとおり国保税率の改定を行いました。

## 国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主となり、国保に関連する通知なども世帯主あてに発送されます。

## 所得の申告を忘れずに!

国保税の算定や軽減措置、高額療養費の世帯負担額の判定は、前年の所得を基に行います。国保世帯に一人でも未申告者がいると上位所得者とみなされ、適用を受けられません。

※( )内は令和5年度の税率

課税方法	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割額	国保加入者の令和5年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額 6.92% (7.80%)	2.38% (2.89%)	2.01% (2.78%)
均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額 ※未就学児は半額 25,300円 (25,400円)	8,800円 (9,000円)	10,000円 (11,300円)
平等割額	1世帯ごとに課税される金額 17,900円 (18,200円)	6,400円 (6,600円)	5,000円 (5,700円)

※国保税額は、世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額(世帯)を合計した額です。また、加入者の年齢によって介護保険分が加算されます。

# 後期高齢者医療の新しい保険証を送ります

令和6年8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります。新しい保険証は、7月下旬にお届けする予定です。

岡町民生活課  
国保年金係  
☎(62)2114

## 新しい保険証が届く人は

7月31日時点で後期高齢者医療の保険証の交付を受けている人です。

## 保険証の発送日は

7月18日(木)から順次発送します。7月31日(水)までは、現在お使いの保険証を使用してください。

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」も8月1日から新しくなります。すでに交付を受けている人には、新しい期限の認定証を保険証に同封します。入院等で高額な医療費がかかる場合など、初めて発行を受ける人は申請が必要です。

る人は申請が必要です。

### ▼発行対象者

- Ⅰ 世帯区分が現役並み所得Ⅰ・Ⅱまたは住民税非課税世帯区分Ⅰ・Ⅱに該当する人

### ▼申請方法

町民生活課で、手続きしてください。必要な人の保険証と申請に来庁する人の本人確認証(運転免許証やマイナンバーカード)をご持参ください。申請は代理人でも可能です。

※マイナ保険証(保険証登録が完了したマイナンバーカード)で医療機関を受診する人は、認定証が不要です。

### ▼有効期限切れの保険証

細かく裁断し破棄するか、役場1階町民生活課にある返却箱に入れてください。  
返却・破棄は、8月1日以降にお願いします。



## 保険証とマイナンバーカードを一体化

国民健康保険や後期高齢者医療保険を含む全ての健康保険で、令和6年12月2日以降の保険証発行が廃止されます。

マイナンバーカードと保険証が一体化(マイナ保険証)されるため、猪苗代町の国保や福島県の後期高齢者医療保険の保険証一斉更新は、本年度が最後となります。

12月1日までに発行された保険証は、廃止日以降も保険証に記載された有効期限までは使用できますので、廃棄せずにお持ちください。12月2日以降は、保険証の発行ができなくなりますので、新たに国保に加入する人や保険証を紛失した人は、マイナ保険証で受診してください。

マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の利用登録をしていない人には、「資格確認書」が交付される予定です。

保険証廃止後も国保と社会保険の切り替えの手続きは必要です。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



## 国保税の特別徴収(年金天引き)について

65歳から74歳までの人で、年金の年額が18万円以上など一定の条件を満たす場合は、世帯主の年金から国保税が天引きされます。

## 交通事故など第三者行為で傷病を負ったとき

交通事故をはじめ、傷害や飲食店での食中毒など第三者の行為によって傷病を負った場合の医療費は本来加害者が支払うものですが、保険証を使用することで、一時的に国保が立て替えて治療を受けることができます。その場合、国保が加害者に費用の請求を行いますので、必ず国保年金係に届け出てください。



## 国保や健康保険の加入・脱退手続きはお早めに

退職などで今まで加入していた健康保険の資格を喪失したり、新たに就職先で健康保険に加入した際は、国保の加入・脱退の手続きが必要です。自動的に変更にはなりませんので、異動があった日から14日以内に国保年金係に届け出てください。

マイナ保険証を利用している人も、国保と社会保険の切り替えの手続きは必要です。